

盛土規制法の規制区域指定日前後における建築確認申請等の手続きについて

令和7年5月23日 時点の状況			手続きの流れ	盛土規制法での 対応の要否
建築物	確認済	工事着手※ ¹ 済	確認申請 (建築物) 確認済 (建築物) 工事着手※¹ 盛土規制法 届出※² 令和7年5月23日 令和7年6月13日	令和7年6月13日までに届出を提出必要があります。 ※左記の工事着手は宅地造成等工事の着手を指しており、建築物の工事着手は5月23日以降でも可能です。
		工事未着手	確認申請 (建築物) 確認済 (建築物) 盛土対策法 許可申請※³ 盛土規制法 許可 工事着手	令和7年5月23日以降は、確認済を取得していても、盛土規制法の許可を受けた後に宅地造成等工事及び建築物の工事に着手する必要があります。
	確認申請中		確認申請 (建築物) 盛土対策法 許可申請※³ 盛土規制法 許可 確認済 (建築物) 工事着手	令和7年5月23日以降は、盛土規制法の許可を受けた後に確認済を受けて、宅地造成等工事及び建築物の工事に着手する必要があります。
工作物（盛土規制法の許可対象となる擁壁に限る）	確認済	工事着手※ ¹ 済	確認申請 (工作物) 確認済 (工作物) 工事着手※¹ 盛土規制法 届出※² 令和7年6月13日	令和7年6月13日までに届出を提出必要があります。 ※左記の工事着手は宅地造成等工事の着手を指しており、擁壁の工事着手は5月23日以降でも可能です。
	確認申請中	工事未着手	確認申請 (工作物) 確認済 (工作物) 取り止め 盛土規制法 許可申請 盛土規制法 許可 工事着手	令和7年5月23日以降は確認済を取得していても、盛土規制法の許可を受けた後に工事に着手する必要があります。
			確認申請 (工作物) 取り下げ 盛土規制法 許可申請 盛土規制法 許可 工事着手	令和7年5月23日以降は、建築確認ではなく、盛土規制法の許可を受ける必要があります。

※1 工事着手は、宅地造成等に関する工事への着手を指します。

※2 令和7年5月23日時点で、許可対象となる宅地造成等に関する工事を行っている場合、当該工事についての届出が必要となります。

※3 盛土規制法の許可対象行為がある場合に限りです。